

避難確保計画作成の解説資料の概要(案)

解説資料のねらい

- 平成27年に活動火山対策特別措置法が改正され、市町村が指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成・公表や当該計画に基づいた訓練の実施等が義務付けられました。
- 内閣府では、集客施設等の所有者等が避難確保計画を作成する際に参考になるよう、平成28年に「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」(以下「手引き」という。)を作成し、公表しました。
- 各市町村が避難促進施設を指定し、施設所有者等の避難確保計画の作成を推進していく中で、
 - ・ 施設所有者に計画の必要性を理解してもらう説明資料がない。
 - ・ 市町村は指定後の計画作成支援への対応に懸念を抱えている場合が多い。
 - ・ 市町村担当者に計画作成やその支援のノウハウが不足している場合が多い。などといった課題が明らかとなりました。
- 内閣府では、令和元年度からモデル施設の計画作成支援を市町村と共に実施し、支援から得られた知見を基に、全国に共有する解説資料を作成しました。
- 解説資料は、市町村が計画作成のポイントを説明する資料や施設が作成する計画のひな形、ひな形の記入方法や留意事項を記載した作成ガイド、モデル施設における計画作成の事例集等で構成されています。この資料を活用することで、避難促進施設の指定と、各施設における計画の作成が促進されることが期待されます。

<本事例集の作成にあたり、ご指導、ご協力いただいた方々>

■噴火時等の避難計画の手引き作成委員会 委員（◎：座長）

- ◎池谷 浩 一般財団法人砂防・地すべり技術センター 研究顧問
- 石原 和弘 京都大学 名誉教授
- 尾形 好雄 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 専務理事
- 河野 まゆ子 株式会社 J T B 総合研究所地域戦略部長 主席研究員
- 関谷 直也 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 准教授
- 山口 昇士 箱根町 町長
- 吉本 充宏 山梨県富士山科学研究所 主幹研究員